

通知預金規定

1. （預金の支払時期等）
 - (1) 通知預金（以下「この預金」といいます。）は預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
 - (2) この預金の解約にあたっては解約する日の2日前までに通知を必要とします。
2. （証券類の受入れ）
 - (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
 - (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに当店で返却します。
3. （利息）
 - (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - (3) この預金の付利単位は1,000円とします。
4. （規定の変更）
 - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等に定める適用開始日から適用されるものとします。

この他、「流動性預金共通規定」を参照ください。

以 上
(2020年11月2日現在)